

議案第 46 号

市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 11 月 27 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例（平成 20 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表市川市南八幡ワークスの項を削る。

第 3 条第 3 号を削り、同条第 4 号中「就労継続支援」を「法第 5 条第 14 項に規定する就労継続支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 6 条の 10 第 2 号に規定する就労継続支援 B 型に限る。以下「就労継続支援」という。）」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 5 号を同条第 4 号とする。

第 4 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 6 条第 3 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 12 条第 1 項中「及び市川市南八幡ワークス」を削り、同条第 3 項を削

り、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を削り、同条第6項中「第6項」を「第5項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項を削る。

第13条第2項第2号中「第6条第3項第4号」を「第6条第3項第3号」に改める。

第2条 市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表市川市チャレンジ国分の項を削る。

第3条第3号を削り、同条第4号中「就労継続支援」を「法第5条第14項に規定する就労継続支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に限る。次条第3項及び第6条第3項第2号において「就労継続支援」という。）」に改め、同号を同条第3号とする。

第4条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。

第12条第4項中「第5項」を「第4項」に改める。

第3条 市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表市川市梨香園の項を削る。

第3条第2号中「市川市梨香園及び」を削る。

第4条第2項中「市川市梨香園又は」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定並びに次項及び附則第3項の規定 平成28年4月1日

(2) 第2条の規定並びに附則第4項及び第5項の規定 平成29年4月1日

(3) 第3条の規定並びに附則第6項及び第7項の規定 平成30年4月1日

（市川市南八幡ワークスの廃止に関する経過措置）

2 平成28年4月1日前に第1条の規定による改正前の市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項の許可を受け、市川市南八幡ワークスを使用した者に係る第1条の規定による改正前の条例第6条第1項に規定する使用料については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日前に市川市南八幡ワークスの施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせた者については、第1条の規定による改正前の条例第11条の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

（市川市チャレンジ国分の廃止に関する経過措置）

4 平成29年4月1日前に第2条の規定による改正前の条例第5条第1項の許可を受け、市川市チャレンジ国分を使用した者に係る第2条の規定による改正前の条例第6条第1項に規定する使用料については、なお従前の例による。

5 平成29年4月1日前に市川市チャレンジ国分の施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせた者については、第2条の規定による改正前の条例第11条の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

（市川市梨香園の廃止に関する経過措置）

6 平成30年4月1日前に第3条の規定による改正前の条例第5条第1項の許可を受け、市川市梨香園を使用した者に係る第3条の規定による改正前の条例第6条第1項に規定する使用料については、なお従前の例による。

7 平成30年4月1日前に市川市梨香園の施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせた者については、第3条の規定による改正前の条例第11条の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

## 理 由

障害福祉サービスの更なる充実と経営の効率化を図ることを目的として、南八幡ワークス、チャレンジ国分及び梨香園の運営を民間事業者に引き継ぐことから、これらの施設の公の施設としての供用を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。